

第三次寝屋川市地域福祉計画
〔(仮称)ワガヤネヤガワちいきふくしプラン〕
の骨子（案）

目 次

I. 寝屋川市の地域福祉	1
1 地域福祉とは	1
2 この5年間の動向と課題	2
II. 計画の基本的事項	6
1 計画策定の目的	6
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定方法	7
5 計画の推進方法	7
III. 地域福祉の推進方向	8
1 地域福祉の推進目標	8
2 取組の柱	8
3 役割分担と協働の考え方	10
4 エリアごとの取組と連携の考え方	12
IV. 取組の方向	14
【取組の方向として示したこと】	14
【取組の体系】	15
(各項目の内容)	別表
V. 先導的に取り組む事項	16

平成 27 年 11 月

I. 寝屋川市の地域福祉

1 地域福祉とは

地域福祉の「地域」という言葉には、これからの福祉を充実していく上での、様々な思いが込められています。

この計画では、前計画（※）の考え方を継承し、「地域福祉」を「誰もが【地域】とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、【地域】の力を合わせて、【地域】に合った福祉をつくる」ための多様な取組と考えて、推進していきます。

これは、

誰もが【地域】とつながりをもって

… 誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

… そして、「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

【地域】の力を合わせて

… そのために、市や関係機関の公的な制度に基づく取組を土台として、市民、団体、事業者等も「できること・したいこと」で役割を分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切にし、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かい支援を行います。

【地域】に合った福祉をつくる

… それは、国、大阪府の制度等も活用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

そのために、

「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、

「ふ」だんの

「く」らしの

「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に、

一人一人が「できること・したいこと」に取り組んでいきます。

※ 本市では、平成17年3月に「寝屋川市地域福祉計画」を、また、平成23年3月に前計画となる「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」を策定しました。

2 この5年間の動向と課題

前計画を策定した平成23年からの5年間、本市の地域福祉を取り巻く状況は変化し、市民の生活や意識にも影響が現れています。

○ 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者（75歳以上の人）の割合が大きくなっています

本市の高齢化率（65歳以上の市民の割合）は、平成23年10月の22.6パーセントから、平成27年10月には27.2パーセントに上昇し、平成32年には28.7パーセントになると推計しています。

高齢者のうち後期高齢者の割合は、平成23年10月の39.0パーセントから、平成32年に51.4パーセント、平成37年は62.4パーセントと大幅に上昇すると推計しており、今後、介護、医療、様々な生活支援サービス等のニーズの増加が予測されます。

一方、地域の福祉活動等で大きな役割を担っている「前期高齢者」（65歳以上、75歳未満の人）が減少すると予測され、多様な世代が担い手として参加する取組を進めていくことが、喫緊の課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、多様な支援を一体的に行う「地域包括ケア」を地域の方で推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

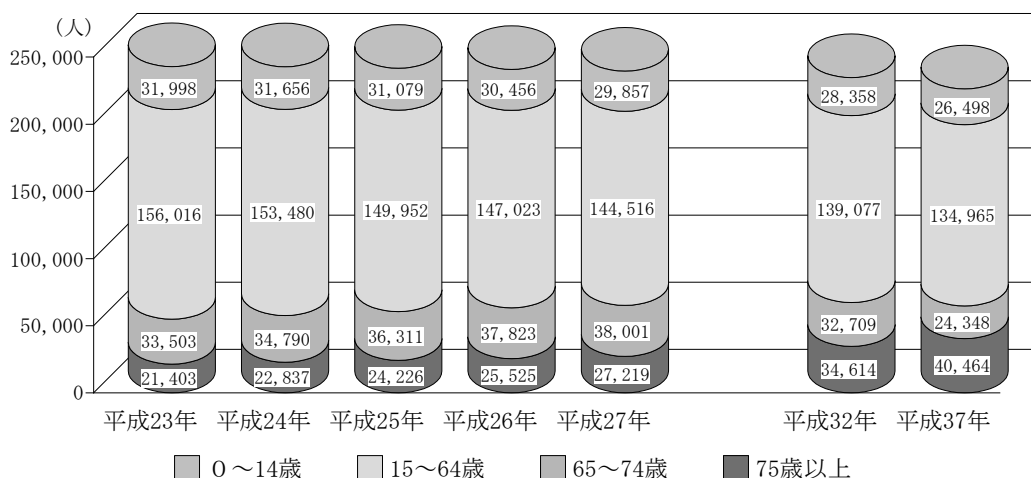
○ 子ども・子育てへの支援が一層求められています

1人の女性が一生に生む子どもの数の平均値（合計特殊出生率）は、本市では平成20～24年は1.44とそれまでよりもやや上昇し、全国及び大阪府の平均値（※）を上回っていますが、15歳未満の年少人口は、平成23年10月の31,998人から平成27年10月には29,857人と減少しており、少子化が進行しています。より一層、安心して子どもを産み、育てられる支援を充実することで、少子化を食い止め、活力あるまちづくりにつないでいくことが重要です。

また、家族や地域のつながりが変化する中、孤立して子育てをしている人などへの支援を地域ぐるみで行い、子育て負担の軽減等を一層図る必要があります。

※ 人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）によると、平成20～24年の合計特殊出生率の全国平均値は1.38、大阪府の平均値は1.32です。

前計画策定後の人口の推移と今後の推計（各年10月）



※ 平成23～27年は住民基本台帳による人口です。また、平成32、37年は「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」での推計値です。

○ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています

日常の生活、介護、子育て等の支援ニーズが多様化する中、より地域に根ざした支援を推進するため、福祉制度は、一層地域の力と連携する方向で改正されています。

こうした状況を踏まえ、本市では、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、2中学校区ごとのコミュニティセンターエリアを介護保険制度の「日常生活圏域」、子ども・子育て支援制度の「教育・保育提供区域」と定め、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、子育て支援拠点である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置し、より地域に密着した福祉の充実を図ってきました。

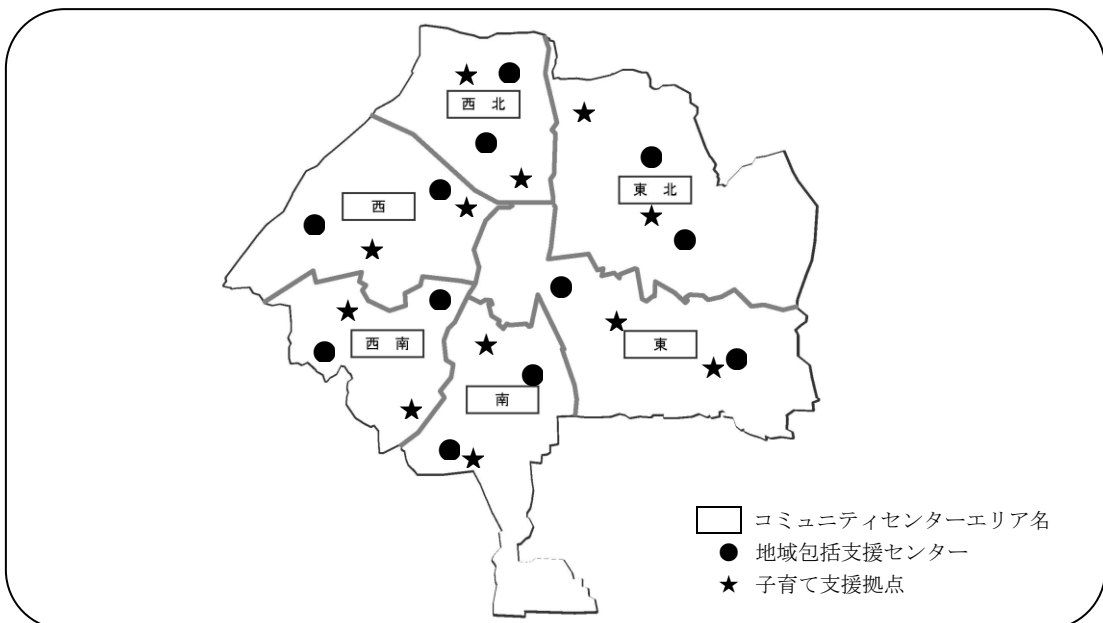
また、暮らしに関わる様々な課題への相談支援を地域と密着して行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会が配置し、コミュニティセンターエリアを基盤として活動しています。

より一層、こうした拠点や取組をいかすため、市民、団体、事業者等による地域での様々な活動と連携し、身近な地域で支え合える仕組みづくりを進めていく必要があります。

前計画策定後の地域福祉に関する主な制度の動向

平成23年6月	介護保険法が改正
	NPO法が改正（平成24年4月に施行）
8月	障害者基本法が改正
平成24年8月	社会保障制度改革法が施行
	子ども・子育て関連3法が施行（子ども・子育て支援新制度は平成27年4月から実施）
10月	障害者虐待防止法が施行
平成25年4月	障害者総合支援法が施行
6月	障害者差別解消法が成立・障害者雇用促進法が改正（平成28年4月に施行）
	精神保健福祉法が改正（平成26年4月に施行）
	災害対策基本法が改正
12月	生活困窮者自立支援法が成立（平成27年4月に施行）
	社会保障改革プログラム法が成立
平成26年5月	難病医療法が成立（平成27年1月に施行）
6月	介護保険法が改正・医療介護総合確保推進法が成立（平成27年4月に施行）

コミュニティセンターエリアと地域包括支援センター・子育て支援拠点



○ 公民の協働による取組が一層進んでいます

本市では、校区福祉委員会、ボランティア団体、NPO等により、様々な地域福祉活動が積極的に展開されてきました。また、福祉や生活に関わるサービスを提供する事業者等との連携も広がっており、公民協働による地域福祉も推進されています。

平成27年4月には地域協働協議会が全小学校区で設立され、地域の様々な団体が協働し、地域の実情に応じたまちづくりの活動が進められています。

こうした状況から、今後も、地域の福祉ニーズに対応する活動が一層充実していくことが期待されます。

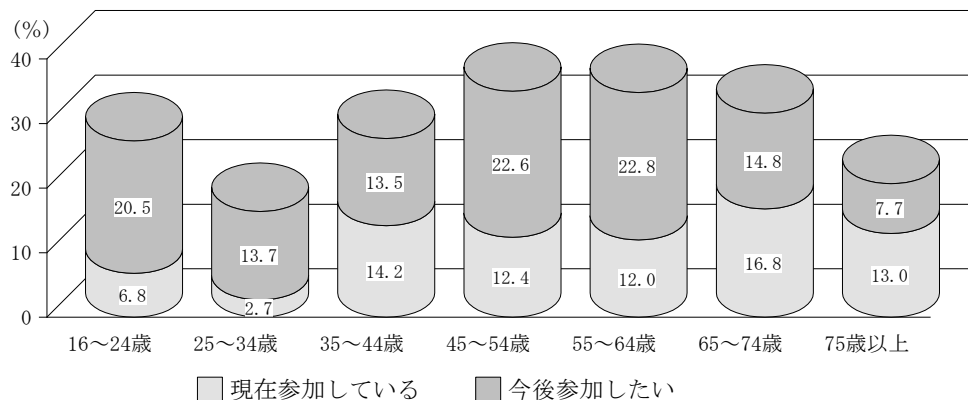
○ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています

新たな協働の取組が求められる背景の一つに、就業環境の変化等により、若い人が地域の活動に参加しにくいなど、地域の担い手の固定化・高齢化があります。しかし、平成27年7月に実施した市民アンケート調査（※）の結果では、地域の活動に「参加したい」という意向をもつ人は各年代を通して少なくないことが示されており、これまで以上に、各々のライフスタイルに応じ様々なかたちで参加できる多様な活動を進めていく必要があります。

また、福祉、介護、子育て等のサービスの担い手不足も深刻な課題となっており、福祉の仕事に就く人を増やし、働き続けられるための支援や環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

※ 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査 ～第三次地域福祉計画の策定に向けた調査～

福祉に関する活動への参加の状況と今後の意向（市民アンケート調査の結果より）



※ 「身近な地域での福祉活動」、「ボランティア・NPOなどの活動」、「当事者活動」のいずれかに、現在参加している人、今後参加したいと回答した人の割合を示したものです。

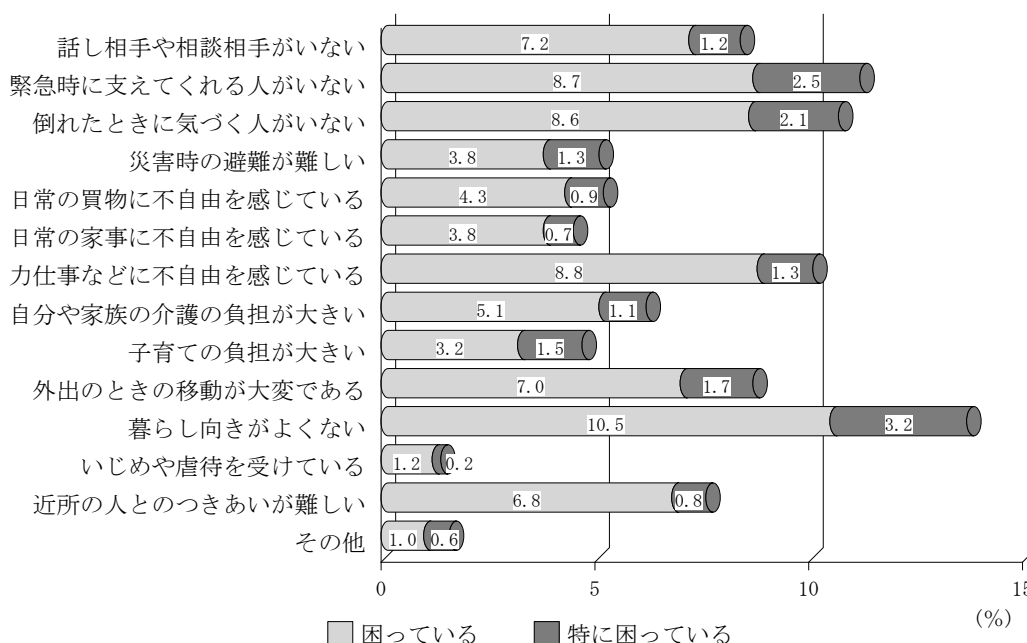
○ 生活に困窮する人の増加、虐待、孤立死等の深刻な事象が増えています

家族や地域のつながり、経済、雇用環境などが変化する中、生活に困窮する人の増加、高齢者、障害者、児童等への虐待、一人暮らしの人の孤立死等の深刻な事象が増えており、市民アンケート調査の結果でも、地域で生活する上での様々な“困りごと”を抱えていたり、今後に不安を感じている人なども少なくないことが示されています。

本市では、地域や福祉事業者の連携による一人暮らし高齢者の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を社会福祉協議会が先駆的に実施するとともに、平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施しています。また、関係機関等が密接に連携し、虐待等の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

こうした生活支援や課題解決に資する様々な取組をより一層充実し、多様化する課題に効果的に対応していくことが重要です。

日常生活で困っていること（市民アンケート調査の結果より）



※ 「その他」の記述回答では、各選択肢の「困りごと」の具体的な内容とともに、将来の生活（生計、介護、移動等）に関する様々な不安などが挙げられています。

○ **災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています**

近年、各地で大雨等の自然災害が多発する中、今後発生が予測される南海トラフ地震などの大規模災害への備えを進めるに当たっては、福祉的な支援が必要な人への対応等を想定した防災対策を行うなど、より幅広く市民の生命と生活を守る取組が重要です。

また、犯罪、事故等から、弱い立場に置かれがちな高齢者、障害者、児童等の安全な生活を確保するため、より一層、地域資源をいかした取組を推進していく必要があります。

○ **地域の力で支援する取組をつなぎ、発展させていくことが重要です**

本市では、高齢者分野の「地域包括ケア」、障害者分野の「自立支援協議会」、児童分野の「子ども・子育て会議」など、市と市民、団体、事業者等との協働の仕組みをいかした保健福祉の取組を進めています。

こうした取組を、地域福祉の視点で効果的に連動させ、制度の狭間にも対応した仕組みを構築するとともに、対象者やサービスが重なる部分について調整を行うなど、より一層、効率的かつ効果的な取組を推進していくことが重要です。

**こうした変化にも的確に対応していくため、
第二次計画の取組の成果と課題も踏まえ、
更にステップアップした取組を進めていきましょう！**

Ⅱ. 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

前計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」の計画期間が平成27年度末で終了することから、前計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、今後の本市の地域福祉を取り巻く状況の変化等にも的確に対応するため、一層ステップアップした活動や事業を展開していく指針として、第三次地域福祉計画〔(仮称)ワガヤネヤガワちいきふくしプラン〕を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、本市の地域福祉を推進するため、社会福祉法（第107条）に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

(2) 「寝屋川市第五次総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画

本計画は、「寝屋川市第五次総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画であり、第五次総合計画の基本構想及び平成28年度からスタートする後期基本計画と整合を図ります。

(3) 分野別計画等を効果的に連携させ推進するための“保健福祉のマスタープラン”

保健福祉に関する分野別計画等を、地域福祉の視点で連携させ効果的に推進するため、本計画に“保健福祉のマスタープラン”としての位置付けを持たせ、基本的な方向性、福祉分野での協働を進める仕組みや基盤づくりの取組等を定めます。

イメージ図を挿入する予定です。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とします。

4 計画の策定方法

本市の地域福祉に関わる市民、団体、事業者、市・関係機関等の様々な主体の思いを反映するため、アンケート調査等により広く意見を集約しながら、公募市民や地域福祉に関わる団体等で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換等を行い、計画を策定します。

5 計画の推進方法

「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」において、適宜、計画全体の推進方法の検討、進捗状況の評価、更なる推進等について協議し、P D C I サイクル（※）による効率的かつ効果的な施策・事業の推進を図ります。

また、地域福祉に関わる市民、団体、事業者等の幅広い参加の下、テーマや地域ごとの具体的な話し合いを進める場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

庁内推進体制として関係部局による「(仮称)地域福祉推進会議」を設置し、第三次地域福祉計画に基づく施策・事業を各部局の計画や事業と関連付けて実施します。

※ 計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

Ⅲ. 地域福祉の推進方向

1 地域福祉の推進目標

(仮) “おたがいさま” でみんながつながい、 “地域の福祉” を高めよう！

地域福祉は、地域で生活していく上で、誰にでも起こり得る“困りごと”を、それぞれが「できること・したいこと」で解決し合う取組です。

市民や団体が、また、事業者、市・関係機関等も“おたがいさま”の気持ちでつながり、力を合わせて、“高い目標を目指す福祉のまちづくり”を進めていきましょう。

2 取組の柱

《地域福祉の推進目標》の実現を図るため、法律、制度等に基づき、市、関係機関等が行う「公的なサービス」と、市民、団体等が主体的に取り組む「地域福祉活動」とが効果的につながるよう、地域で安心して暮らせる「仕組みや基盤づくり」を一体的に進めます。

そのため、前計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」の成果と課題を踏まえ、更に発展させた10本の《取組の柱》を推進します。

① 地域生活での“困りごと”に対応する

地域福祉の最大の目的は、誰もが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、日常生活、介護、子育て等の様々な場面における“困りごと”に対応することです。

少子高齢化の進行、家族機能の変化等による福祉ニーズの増加・多様化、制度の狭間となっている問題等に対応するため、公と民の様々な力を効果的に連携させ、取組を推進します。

また、様々な問題の重複、社会からの孤立等により、生活に困窮を来す人が増えている中、市民一人一人のニーズへの対応や“困りごと”が起こりにくい地域づくりに取り組むとともに、地域で安心して暮らせる“住まい”を確保できるよう、整備や支援を進めます。

② ニーズに気付き、支援につなぐ

日常生活の“困りごと”を予防し、また、起きてしまった場合は的確に対応するため、自分自身や周りの人が“困りごと”に気付き、適切な対応や支援につなぐ取組を推進します。

そのために、“困りごと”に気付いたときや将来に不安を感じたとき、気軽に相談できる多様な窓口や、地域等での相談活動の充実を図るとともに、相談すれば適切な機関や支援につながるよう、相談窓口、活動等のネットワークを充実します。

また、既存のサービス、活動では解決が困難な“困りごと”に、複数の機関等が協働して対応するため、分野を超えて話し合い、新たな資源、制度等を創出する仕組みを構築します。

③ 地域福祉を知る、学ぶ

一人一人が地域福祉の“受け手”・“担い手”として関われるよう、本市での取組などの様々な情報を積極的に発信します。

また、必要な情報が、必要な人に、必要なときに伝わるよう、多様な方法で伝達するとと

もに、自ら情報を受け取る意識を高めます。

そのほか、地域福祉の理解を一層深め、“受け手”・“担い手”としての実践（困ったときには適切に支援を受け、一人一人ができることで担い手ともなる）に結びつけるため、学校、地域、会社等の様々な場で、地域の福祉ニーズや活動に即した実践的な福祉学習を推進します。

④ 健康と生きがいを高める

一人一人がライフステージに応じた心と身体健康づくり、介護予防の取組などを主体的に進めるよう、地域や仲間と呼び掛け取り組みます。また、市民の健やかな生活を支える保健・医療を関係機関等が連携し、より一層効果的に推進します。

健康で生きがいのある生活を送る上で、地域及び社会とつながりをもち、生き生きと暮らすことができるよう、一人一人が生活の目標を描き実践する意識を高めます。

そのほか、各々のニーズに応じた社会参加を進めるよう、支援する取組や環境づくりを推進します。

⑤ 地域福祉の担い手を充実する

地域福祉の担い手を充実するため、様々な世代の人が「できること・したいこと」で担い手として参加できる呼び掛けや機会づくりを積極的に行うとともに、市民、団体、事業者等の連携強化に向け、担い手のネットワークの充実を図ります。

また、福祉ニーズの増加、多様化に対応するため、人と関わり、生活を支える仕事の魅力を伝える取組を充実し、福祉に関する仕事の担い手の確保に向けた取組を推進します。

⑥ 地域福祉活動を支える

市民、団体、事業者等の多様な地域福祉活動を支援し、活動への参加意識が様々な取組として効果的に展開・継続されるよう、拠点、財源、情報、専門的助言等の支援を充実します。

そのため、「活動を支援することも大切な参加形態の一つだ」ということへの理解を広げ、地域の多様な資源をいかした取組を推進します。

⑦ 一人一人の権利を守る

認知症がある高齢者、障害者など、判断能力が十分ではない人が地域で自立した生活が送れるよう、寄り添い支援する取組を充実します。

また、高齢者、障害者、児童等への虐待、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）等の権利侵害や様々な差別的な事象を無くすための取組を推進します。

あわせて、担い手の意識やスキルも一層高めながら、支援を受ける人の立場に立って自立を支え、生活の質を充実するという視点で、サービスや活動の質を高める取組を推進します。

⑧ 地域のつながりを広げる

ライフスタイルの変化等により、地域のつながりが変化する中、地域福祉を推進する基盤づくりとして、生活や日常的な活動の場となる地域（一人一人の暮らしの場面に応じたそれぞれのエリア）において、一層多様な人や組織のつながりづくりを推進します。

⑨ 快適で安全なまちをつくる

誰もが快適に日常生活や社会参加ができるユニバーサルデザイン（誰もが利用できる設計）のまちづくりを進めるため、都市施設の整備、情報伝達や移動を支援する取組等を充実

するとともに、一人一人がお互いに思いやる気持ちやマナーを高めます。

また、弱い立場に置かれがちな人にも配慮した、災害時、緊急時等の対応を行うための備えや、犯罪及び事故が起こりにくいまちづくりを進めます。

⑩ 地域福祉をみんなで進める

地域の多彩な力をいかし、①から⑨までの取組を一層効果的に推進するため、公民分野の枠を超え、本市の地域福祉に関わる様々な人や組織が集まって話し合い、分担・協働して取組を進めていく場や仕組みの充実を図ります。

3 役割分担と協働の考え方

地域の様々な立場の人や組織が、各々の得意なことをいかして、“おたがいさま”で役割分担し、協働して地域福祉を推進します。

① 一人一人の市民

地域福祉は、「より良い暮らしを送っていく上で一人一人に関わる事」ということを理解し、自分や家族が健康で生きがいをもって暮らせるよう心掛け主体的に実践するとともに、地域や地域で暮らす人に関心をもち、共に暮らす仲間としてお互いに存在を認め、尊重し合うよう努めます。

また、より一層暮らしやすい地域にするため、小さなことでも一人一人が「できること」、地域及び仲間同士での活動、仕事等を通じ、“おたがいさま”の気持ちで各種活動に取り組みます。

② 地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体

《身近な地域の組織（自治会、婦人会、子ども会、老人会等）、地域を基盤とした福祉活動を行う団体（地域協働協議会、民生委員・児童委員（校区委員会）、校区福祉委員会等）》

自治会、婦人会、子ども会、老人会等の身近な地域組織は、「身近な地域でのつながりづくり」を進めるため、多くの人の参加を呼び掛けます。また、最も身近な地域福祉の担い手として、お互いに気に掛け合い、困ったときは支え合える活動を進めます。

民生委員・児童委員は、暮らしの様々な“困りごと”の相談に対し、必要に応じて専門機関につなげるなど、地域とのつながりづくりを進める援助等を行います。

校区福祉委員会は、地域協働協議会と連携するとともに、市民やテーマ型の活動を行う団体等ともネットワークを広げるなど、地域の課題に応じた活動を進めます。

地域協働協議会は、様々な団体等の参加と協働により、地域の実情に応じた活動を効果的に進めます。

③ テーマに焦点を当てた活動（テーマ型の活動）を行う団体

《ボランティアグループ、NPO、当事者団体等》

新たな担い手を増やすため、呼び掛けを行いながら、地域福祉の様々な課題の解決、生活の“困りごと”を支援し合う活動、それらの事業化・制度化に向けた取組を進めます。

また、地域福祉の推進に取り組む団体、事業者、関係機関等との連携を強化することで、

それぞれの活動をより一層充実するとともに、得意とする支援をいかして協働し、本市の地域福祉を推進します。

④ 福祉サービスを提供する事業者

《社会福祉法人、介護保険や障害福祉のサービスを提供する事業者等》

福祉サービスを利用する人が地域とつながりをもち安心して暮らすことができるよう、地域福祉の視点に立ち、より一層、福祉サービスの質を高めながら、多様な福祉ニーズに的確に応えるサービスの提供に取り組みます。

また、社会福祉法人による「地域貢献委員会」の取組等も通じ、地域で生活している人を広く支援するとともに、市民、団体、事業者等による地域福祉活動との連携や、福祉のプロとしての専門性、人材、拠点等をいかした活動を推進します。

⑤ 日常生活に関わるサービスを提供する事業者

《医療機関、薬局、サービス業等の日常生活に関わる様々なサービスを提供する事業者等》

各々が提供するサービスを、誰でも利用しやすく、生活の質を高めることに一層役立つものとするため、地域福祉の視点で事業を進めます。

また、事業を通じて支援ニーズの把握、地域の担い手として活動支援を行うなど、事業者の資源（人材、拠点、物資、資金等）をいかした取組を進めます。

⑥ 社会福祉協議会

地域福祉を推進する関係機関と連携し、専門性やコーディネーターとしての役割を発揮することで、各取組を充実するとともに、お互いに協力して効果的な取組が展開できるよう、先導、支援します。

そのため、地域福祉に関わる人、「公」と「民」の団体・機関等が幅広く参加できる「地域福祉のプラットフォーム」（協議と連携の場）としての役割を一層強化します。

また、地域に根ざした支援を進める上での“つなぎ役”を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を始め、地域福祉の視点に立った相談支援や、地域と連携して生活を支援する事業を、先駆的に推進します。

⑦ 市や地域福祉に関わる公的な機関

地域福祉の土台である公的な福祉の事業を充実するため、制度の枠を超え多様なニーズに対応できる枠組みを再構築します。

民間だけでは取り組めない課題について、市民、団体、事業者等と協働するとともに、行政の総合力をいかすなど、公的な役割を発揮し取り組みます。

地域福祉に多くの市民、団体、事業者等が参加し、協働して進めていくための仕組み、環境整備等の条件整備についても、公的な役割として推進します。

4 エリアごとの取組と連携の考え方

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしたい取組を進めます。

② 小学校区（地域協働協議会・校区福祉委員会）のエリア

【多様なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。本市では、小学校区を基本に校区福祉委員会を設置し、自治会エリアでは対応が困難な地域福祉の取組を進めています。

また、様々な団体が協働してまちづくりを進めるため、全小学校区に地域協働協議会が設立されましたが、地域福祉活動においては校区福祉委員会が中心的な役割を担い、より幅広く市民、団体、事業者等に参加の呼び掛けを行うなど、地域課題に対応する活動を進めることで「地域の福祉力」を一層高めます。

③ コミュニティセンターエリア（2中学校区ごと）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターを設置しています。また、介護保険制度や子育て支援の推進において、コミュニティセンターエリアを圏域としつつ、中学校区ごとに、地域包括支援センターや子育て支援の拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）を設置しています。

こうした取組の成果を一層いかすため、地域福祉の視点に立ったサービスを提供する仕組みづくりについて、地域包括支援センターや子育て支援拠点を始め、様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めるとともに、各小学校区で対応が困難な課題等に協力して取り組みます。

④ 寝屋川市全域

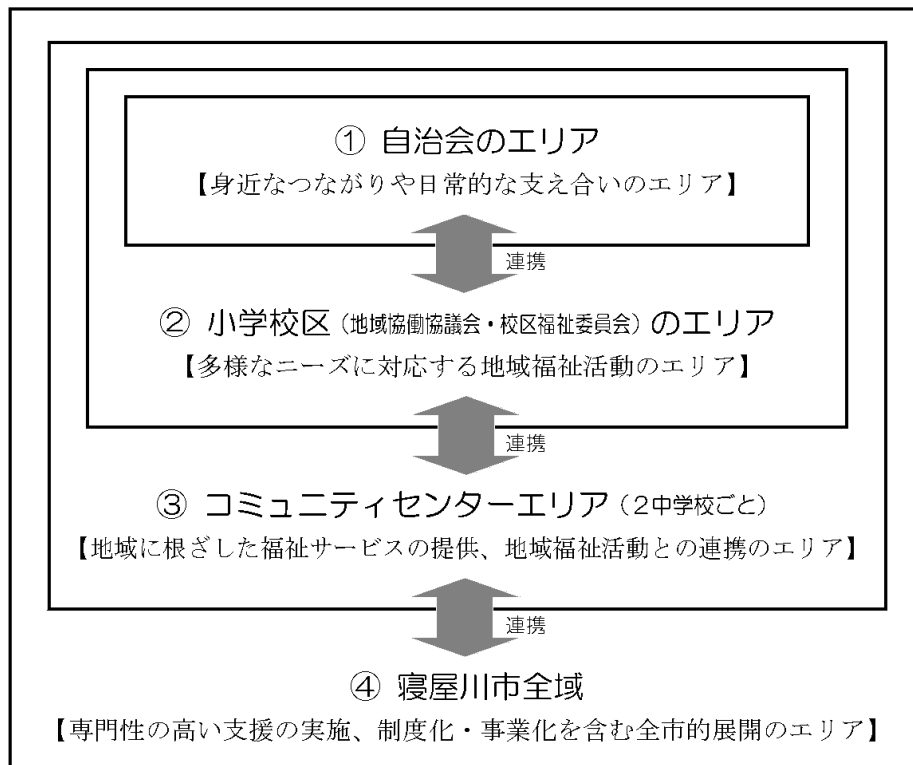
【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討し展開していきます。

本市だけでは対応が難しい課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。

エリアごとの取組と連携



IV. 取組の方向

《取組の柱》に沿って体系的な取組を協働で進めるため、20項目の《活動や事業》について〔共有する推進目標〕を定めました。

市は、〔市が取り組む方向〕に基づき、次章（V）で示す《先導的に取り組む事項》を始めとした事業を、分野別の計画、各部署の事業等と連動させて推進します。

市民、団体、事業者等は、アンケート調査等を通じて寄せられた〔市民・団体・事業者等が取り組むこと〕も参考にしながら、それぞれが“できること・したいこと”を考え、協力して活動や事業を推進します。

【取組の方向として示したこと】

〔共有する視点〕

各々の《活動や事業》を効果的に役割分担するとともに、協働して推進できるよう、取組を進める上で共有する視点を定めました。

また、この視点に基づき、取組についての振り返り（評価）を行い、成果と課題を踏まえて、更にステップアップを図ります。

〔市が取り組む方向〕

市が、市民、団体、事業者等と協働して事業を行っていく上での、基本的な方向を定めました。

各項目に関係する部局では、年度ごとに計画を立て事業を行うとともに、分野別の計画等にも反映させて、地域福祉の視点での体系的な施策を推進します。

〔市民・団体・事業者等が取り組むこと〕

市民、団体、事業者等が、それぞれの主体性に基づいて「できること・したいこと」で取り組む上での参考となるよう、市民等へのアンケート調査を通じて寄せられた事項から、取組の例として記載しました。

計画の進捗状況の点検において、これらの取組状況も把握し、多様な取組を共有することを通じて、一層の協働を推進していきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが“できること・したいこと”】

〔市が取り組む方向〕や〔市民・団体・事業者等が取り組むこと〕も参考にし、それぞれの立場で“できること・したいこと”について「活動・事業を実施していくためのマイプラン」(※)をつくり、お互いに協力しながら取り組んでいきましょう。

※ 計画の概要版などを通じて、以下のような事項のプランの作成を呼び掛けます。

- ・取り組みたい項目
- ・あなたやあなたが所属している団体などでできること・したいこと
- ・活動・事業を進める上で、他の市民、団体、事業者等や市と協力したいこと
- ・活動・事業を進める上で、団体、事業者等や市に支援してほしいこと

【取組の体系】

《取組の柱》	《活動や事業》
1 地域生活での“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮の予防と支援の充実 (3) 住まいの支援の充実
2 ニーズに気づき、支援につなぐ	(4) ニーズ把握の推進 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話し合いの推進
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実

※ 各項目の内容は別表に記載しています。

V. 先導的に取り組む事項

《取組の方向》に基づく活動や事業を効果的に推進していく上で、市は、市民、団体、事業者等と協働しながら、次の事項に先導的に取り組みます。

(取り組む項目の例)

- 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実
- 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進
- 災害時・緊急時の支援の充実
- 生活困窮の予防と自立への支援の充実
- 権利擁護システムの推進

※ 各取組の内容は、次回の委員会で提示します。